

資料

日本企業強制労働損害賠償訴訟 カリフォルニア北部連邦地方裁判所判決

Alfano v. Mitsubishi Corp., etc., 114 F.Supp. 2d 939 (N.D.C.A. 2000).

The Treaty of Peace with Japan, insofar as it barred future claims such as those asserted by plaintiffs in these actions, exchanged full compensation of plaintiffs for a future peace. History has vindicated the wisdom of that bargain. And while full compensation for plaintiffs' hardships, in the purely economic sense, has been denied these former prisoners and countless other survivors of the war, the immeasurable bounty of life for themselves and their posterity in a free society and in a more peaceful world services the debt.

陸戦の法規慣例に関する条約（ハーグ陸戦条約） 日本語訳は各自の条約集参照

L'article 3

La Partie belligérante qui violerait les dispositions dudit Règlement sera tenue à indemnité, s'il y a lieu. Elle sera responsable de tous actes commis par les personnes faisant partie de sa force armée.

フィリピン性奴隷事件 東京地判 1998.10.9. 判例時報 1683号 57頁

国際法は、国家と他の国家との関係を規律する法であるから、一般に個人が国際法上の法主体性を有するものではなく、国際法が個人の生命、身体、財産等の個人的利益を保護しようとする場合にも、国家に対し個人の権利、利益を侵害してはならないとの義務を課しつつ、その義務の違反行為に対しては、被害を受けた個人の損害賠償を請求するという方法によって、間接的に被害者の救済を図ることを予定しているものである。したがって、個人がその属する国以外の国家に対し権利侵害による被害回復を直接求めるには、これを認める特別の国際法規範が存在しなければならない。

イギリス人元捕虜損害賠償請求事件 東京地判 1998.11.26. 判例時報 1685号 3頁

国際法上の個人の法主体性は、次のとおり、例外的な場合に限り認められる。

(1) 国際法は、第一義的には国家間の権利義務を定めるものであるから、個人の生活関係または権利義務関係を規律の対象としたとしても、そこに規定されているのは国家間の国際法上の権利義務にすぎない。

(2) また、国際法は、国家間の権利義務を定めるものであるから、ある国家が国際法に違反する行為によって責任を負うべき場合、その国家に対して責任を追及できる主体は国家である。当該違反行為によって個人が被害を被ったとしても、加害国に対して責任を追及できる主体は、被害者の所属する国家であり、国家が外交保護権等を行行使することによって被害者の救済が図られる。

(3)そして、個人は、国際法によって、国家に対して特定の行為を行うように国際法上の手続によって要求できる地位を与えられている場合に限り、例外的に法主体性を有するにすぎない。

7 3 1 部隊・南京大虐殺事件 東京地判 1999.9.22. 判例タイムズ 1028 号 92 頁

たしかに、ヘーグ陸戦条約 3 条が個人の国家に対する損害賠償請求権を付与したものであるという権利の存在に関する事項と、損害賠償請求権の実現方法に関する規定が存しないという事項とは、論理的には別個の事柄である……。

[条約が定める特別の国際的]手続がない場合にも、個人が条約によって国際法上権利を享有するという学説が存在していないわけではない。……この場合、個人の権利は、それが人権という権利の性質上、締約国がその意思のみによって本来的に放棄し得ない内実を持っていることがその根拠とされる。ただし、このように個人が国際法上権利を持つとされる場合も、その権利の内容が一義的に決まっているものではない。

フィリピン性奴隷事件 東京高判 2000.12.6. 判例時報 1744 号 48 頁

国際法とは原則的に国家と他の国家との関係を規律する規範のことである。……もっとも、このような国家と国家との関係を規律するという国際法の性格は時代の変遷や国際社会の構造の変化等とともに変容し、本質的には国家の内政に関する事項や個人の権利に関する事項をも国際法による規律の対象に取り込むものが現れるようになり、その限りにおいて個人と他の国家との関係が国際法により直接規律されることも生じている。しかし、独立の主権を有している国家をそのような規律に従わせるためには国際法上明確な根拠が必要であり、国家を構成する個人が所属国以外の国家に対し直接被害回復を求める権利を付与されるというためには、個人が所属国以外の国家に対し直接被害回復を求めることを認める特別の国際法規範が存在しなければならない。右国際法規範は必ずしも直ちに利用することができる具体的な権利実現方法を定めるものでなくともよいが、少なくとも国際法規範において権利の実現手段を確保することを国家に義務づけるなど右のような個人の請求が権利として他の国家を拘束するものであることが明らかでなければならない。

オランダ人戦後補償請求事件 東京高判 2001.10.11. 判例タイムズ 1072 号 88 頁

(判例集 125 の控訴審判決) 別の論点につき後に別途引用

ヘーグ陸戦条約が締結された当時の国際法において[は]、その法主体性が認められるのは国家を原則としていた……。個人は、国際法においてその権利、義務について具体的な規定がおかれたときに、例外的に国際法上の法主体性が認められるにとどまるのである。

2 国際法に基づく請求について

(1) 国際法の基本的な性格

条約その他の国際法は、元来、国家と国家との間の権利義務を定めたものであり、条約についていえば、その締約国が他の締約国に対し条約が定めた権利を有し義務を負うものである。条約が締約国の国民その他の個人の権利や利益の保護増進を目的とする規定を定めている場合であっても、個人の保護は、一般には、締約国が条約の規定に従って行動することにより他の締約国に対し条約上の義務を遵守することによって間接的に実現されるものであり、個人は、締約国が条約上の義務を果たすことによりその結果として利益を受けるものである。締約国が条約の定め違反した結果他の締約国の個人の権利利益が侵害されて損害を受けたときは、その個人の属する締約国が他の締約国に対し条約違反を理由に外交保護権を行使して損害（国民個人が損害を受けたことを基礎とする国家自体の損害）回復のための相応の措置を講ずべきことを求めることができ、個人は、このような国家による外交保護権の行使により間接的に保護が図られるにすぎない。これが条約の伝統的な基本的枠組みである。

したがって、条約が個人の権利利益保護のための規定を設けているからといって、条約上当然に個人が締約国に対する請求権を有するわけではない。個人が他国に対する国際法上の請求権を有するためには、条約その他の国際法規範によりその旨が特別に認められていることが必要である。そして、近年、個人の国際交流の活発化、国際社会における人権尊重意識の高まり等を反映して、個人に国際法上の一定の権利行使を認める条約が作成されるようになってきているが、その数はさほど多くはなく、その内容や権利行使の方法も限定されていることが一般的である。これは、多数の対等な主権国家が併存している現実の国際社会の実情を反映しているものと考えられる。

対日平和条約（サンフランシスコ平和条約） 1951年9月8日 日本語訳は各自の条約集参照

Article 14

(b) Except as otherwise provided in the present Treaty, the Allied Powers waive all reparations claims of the Allied Powers, other claims of the Allied Powers and their nationals arising out of any actions taken by Japan and its nationals in the course of the prosecution of the war, and claims of the Allied Powers for direct military costs of occupation.

Article 19

(a) Japan waives all claims of Japan and its nationals against the Allied Powers and their nationals arising out of the war or out of actions taken because of the existence of a state of war, and waives all claims arising from the presence, operations or actions of forces or authorities of any of the Allied Powers in Japanese territory prior to the coming into force of the present Treaty.

在外資産補償請求訴訟 最大判 1968.11.27. 民集 22 卷 2808 頁

事実

原告がカナダに所有していた財産が、戦後、平和条約 14 条(a)2(1)に基づきカナダによって処分された。原告は、これは日本政府が賠償義務の履行のために日本国民の財産を犠牲にしたのであって、公用収用と同じであるから憲法 29 条 3 項に基づいて補償すべき、と主張した。

判決

[平和] 条約は、当時未だ連合軍総司令部の完全な支配下において、我が国の主権が回復されるかどうかはまさに同条約の成否にかかっていたという特殊異例の状態のもとに締結されたものであり、同条約の内容についても、日本国政府は、連合軍政府と実質的に対等の立場において自由に折衝し、連合軍政府の要求をむげに拒否することができるような立場にはなかったのみならず、右のような敗戦国の立場上、平和条約の締結に当たって、やむを得ない場合には憲法の枠外で問題の解決を図ることも避けがたいところであったのである。……ところで戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡に関わる非常事態にあっては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなげなければならないところであり、右の在外資産の賠償への充当による損害の如きも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである。

……したがって、これら在外資産の喪失による損害に対し、国が、政策的に何らかの配慮をすることが別問題として、憲法 29 条 3 項を適用してその補償を求める所論主張は、その前提を欠く……。

日韓請求権協定 1965.6.22. 外務省『条約集（昭和 40 年二国間条約）』

第 2 条 財産・権利及び利益並びに請求権に関する問題の解決

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、[サン・フランシスコ] 平和条約第 4 条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。
- 2 この条の規定は、次のもの……に影響を及ぼすものではない。
 - (a) 一方の締約国の国民で 1947 年 8 月 15 日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益
 - (b) [省略]
- 3 2 の規定に従うことを条件として、一方の締約国およびその国民の財産、権利および利益であってこの協定の署名の日に関与する締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国およびその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

日韓請求権協定措置法 1965.10.17.

(財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律)

- 1 次に掲げる大韓民国又はその国民(法人を含む。以下同じ。)の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとする。ただし、同日において第三者の権利(同条3の財産、権利及び利益に該当するものを除く。)の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。
 - 一 日本国又はその国民に対する債権
 - 二 担保権であつて、日本国又はその国民の有する物(証券に化体される権利を含む。次項において同じ。)又は債権を目的とするもの
- 2 日本国又はその国民が昭和四十年六月二十二日において保管する大韓民国又はその国民の物であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、同日においてその保管者に帰属したものとする。

堀本事件 東京高判 1959.4.8. 下民集 10 卷 712 頁

事案

占領軍兵士の強盗行為により負傷した原告は、平和条約19条(a)によって国が国民の請求権を放棄したことは違法な公権力の行使であるとして、国に対して損害賠償を請求した。

判決

第19条(a)の解釈として、単に日本国がその国民の受けた被害につき外交的保護の形で連合国に要償を提出することを放棄したもの、被控訴人[国]のいわゆる日本国の持つ外交保護権の放棄のみと解すべきでなく、連合国ないしその国民に対する日本国民の国内法上の請求権をも含めて放棄したものと解すべきであるが、それは国際法の主体としての国家すなわち日本国と連合国間の権利義務関係としてのことであるから(被控訴人も主張する如く国民個人の請求権の如き本来国家の持つ権利でないから直接放棄の対象とならない)、結局この点に関する右条項の趣旨は「日本国は連合国に対して日本の国民が連合国の国内法上または日本国内法上連合国民に対して認められるかもしれない請求権を否認されてもよいことを約束した」ことを意味するに帰着する。

在日韓国人従軍慰安婦戦後補償請求事件 東京高判 2000.11.30.判例時報 1741 号 40 頁

控訴人(原告)の主張

[日韓請求権]協定におけるその国民の財産、権利及び利益については、所属国の外交保護権が放棄されたものにすぎない上、控訴人などのような在日韓国人の請求権は、右の完全かつ最終的な解決から除外されている。

被控訴人（被告）の主張

控訴人ら在日本人については「財産、権利及び利益」は完全かつ最終的に解決されたとはいえないが、「請求権に関する問題」は完全かつ最終的に解決されたことになる。右日韓協定2条にいう「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づくすべての実体上の権利をいい、「請求権」とは、実体的権利ではないいわゆるクレームを提起する地位をいうものと解釈すべきことは両国間で合意されている。控訴人の本件請求は、法律上の根拠に基づく実体的権利ではないから、右の「請求権」に該当し、日韓協定2条1項により完全かつ最終的に解決されている。

判決

日韓請求権協定〔により、〕大韓民国とその国民の財産、権利及び利益に関する実体法上の権利についての外交保護権が放棄されたにとどまらず、これに対して日本国政府等がどのような措置をとるかを全面的に一任することを両国間で合意したものと解される。しかしながら、日韓請求権協定第2条2項……に該当する在日外国人の財産、権利及び利益については、……日本政府の対応措置に委ねられたことになる。……在日韓国人の財産、権利及び利益については、日本国の財産措置法による法律上の消滅の対象にもなっていない……。

控訴人の被控訴人に対する……損害賠償請求権は、日韓請求権協定の締結……にかかわらず、なお消滅することなく存続していた可能性がある。

アジア太平洋戦争韓国人犠牲者訴訟 東京地判 2001.3.26. 判例集未登載

「日本の戦争責任をハッキリさせる会」ウェブサイトの一部掲載

http://www.zephyr.dti.ne.jp/~kj8899/izokukai_hanketsu.html

3 右原告らは、日韓協定が相互に外交保護権の不行使を約束するだけのものであるのに、措置法は、韓国民の財産権を合理的必要性もなく消滅させるものであるから、憲法二九条二項に違反し、また、韓国民の財産権を相当の補償をすることなく消滅させるものであるから、同条三項に違反する旨主張する。

日本国と韓国との間の国交正常化のための外交交渉、日韓協定の成立及び措置法の制定の経過は前記2のとおりであって、サン・フランシスコ平和条約は、当時、連合国の完全な支配下にあった日本国がその主権の回復を図るため、国の存亡をかけて不可避的に承認せざるを得なかった条約であり、日韓協定は、サン・フランシスコ平和条約において規定された朝鮮の分離独立に伴う財産及び請求権の処理として、日韓両国の国交正常化と友好関係の確立という極めて高度の外交的政治的判断によって、両国間の障害を取り除くために不可欠なものであるとして締結されたものであり、措置法は日韓協定に基づいて制定されたものである。措置法において韓国の国民の一定の財産権を消滅させた措置も、右のような経緯で締結されたサン・フランシスコ平和条約、そして日韓協定に基づくものにほかならないのである。右のような国の分離独立というがごときは、本来憲法の予定していないところであって、憲法的秩序の枠外の問題である。

そうすると、国の分離独立に伴う処理に関して、韓国の国民に損害が生じたとしても、それは戦争損害と同様に誠にやむを得ない損害であり、これに対する補償は、憲法二九条二、三項の予想しないところといわなければならない。

したがって、措置法が相当の補償をすることなく財産権を消滅させることにしたことをもって、憲法二九条二、三項に違反するものとはいえないというべきである。

関釜元慰安婦訴訟 広島高判 2001.3.29. 判例タイムズ 1081 号 91 頁

被控訴人（一審原告）の主張

日韓 [請求権] 協定が両国の外交保護権の相互放棄を定めたものに過ぎず、被害者個人の請求権を消滅させるものでないことは明らかである。

控訴人（一審被告 = 国）の主張

日韓 [請求権] 協定……は、「財産、権利及び利益」とそれ以外の「請求権」を区別して規定しているところ、「財産、権利及び利益」とは、……法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいい、それ以外の「請求権」とは、実体的権利とはいえないいわゆるクレームを提起できる地位をいうことが、日韓両国間で了解されている（なお、右にいうクレームは、国際法上は個人が直接加害国に請求できる権利ではなく、あくまで国家のみが請求できるにすぎないものである。）

そして、日韓協定二条 3 は、……と規定しており、日韓両国が自国及びその国民の「財産、権利及び利益」に関する外交保護権を相互に放棄し、これについて具体的にいかなる国内的措置をとるかは当該締約国の決定に委ねたので、我が国では、措置法の制定によりその措置を講じ、これを消滅させたものである。また、右「請求権」については、そもそも国内法上は法的根拠を欠く（国内法上の法的措置の対象とならない）ものであるから、特段の措置はとられておらず、国際法上もそれを我が国に請求できるものは韓国であったが、韓国は外交保護権を放棄している以上我が国にこれを請求することはできず、韓国国民にはもともとかかるクレームを提起できる地位はないから、韓国国民がこれを請求しても我が国はこれを認める義務はない。もちろん、日韓協定は、韓国国民が我が国に対して有すると主張するものが、「財産、権利及び利益」と「請求権」のいずれに該当しようとも、韓国国民が我が国の裁判所に訴訟を提起することまで妨げてはいないが、我が国の裁判所においてその請求が認容されることはないという意味では同一であり、その点で、まさに日韓協定及び措置法によって完全かつ最終的に解決済みの問題といえるのである。

判決

日韓両国は、日韓協定において、自国及びその国民の「財産、権利及び利益」及び「請求権」に関する外交的保護権を相互に放棄することにより、いわゆる戦争損害の補償・賠償等の問題につき、国際法上、両国の国家間においては「完全かつ最終的に解決されたこととなる」ことを確認したものである。そして、個人が他国の加害行為により被害を受けた場合に、当該被害者個人が加害国の国内法に従い、実体的な権利（右両国間において前期措置法により消滅したものを除く。）を行使することは、国際法上の外交的保護権の存否に関わらず、許容されるものと解される。

オランダ人戦後補償請求事件 東京高判 2001.10.11. 判例タイムズ 1072 号 88 頁

(判例集 125 の控訴審判決)

被控訴人 (= 国) の当審における新たな主張

「日本国との平和条約」は、その 14 条(b)において、……と規定する。

この規定により、連合国及びその国民と日本国政府及びその国民との相互の請求権は、完全に最終的に解決され、連合国国民の請求権も連合国によって「放棄」された。すなわち、日本国及び日本国民が連合国国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が消滅したものととして、これを拒絶することができる旨が定められたものと解すべきである。この規定は、我が国の裁判所において直接適用できるものであるから、これに該当する裁判上の請求は上記の規定によって容認されないこととなる。

そうすると、控訴人らの本訴請求は、サンフランシスコ平和条約の観点からも是認される余地がない。

当裁判所の判断

[サンフランシスコ平和条約締結交渉において、] オランダ代表のスティッカー外務大臣は、1951 年…… 9 月…… 7 日に……、吉田総理に対し、「サンフランシスコ平和条約 14 条(b)は、正確な解釈上、各連合国政府が自国民の私的請求権を剥奪することをも包含していない。」旨を記載した書簡を送付した。

これに対し、吉田総理は、1951 年 9 月 8 日付の書簡で、「日本政府は、オランダ政府がサンフランシスコ平和条約の署名によって自国民の私的請求権を剥奪し、その結果、上記条約発行 [ママ] 後はかかる請求権はもはや存在しなくなるものとは考えません。しかしながら、日本政府は、上記条約の下において連合国国民は、かかる請求権につき満足を得ることはできないであろうこと、しかし、オランダ政府が示唆するごとく、日本政府が自発的に処置することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権が存在することを、ここに指摘します。」との所見を示した。……

上記において検討したところからすると、サンフランシスコ平和条約 14 条(b)の請求権放棄条項により、連合国及びその国民と日本国及びその国民との相互の請求権の問題は終局的に一切が解決されたものと認められる。すなわち、連合国国民の個人としての請求権も、連合国によって「放棄」され、これによって、連合国国民の実体的請求権も消滅したと解するのが相当である。

すなわち、上記……のオランダ代表と日本代表との交渉の経緯を見ると、両者間においては、「日本政府が自発的に処置することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権」が残るとしつつ、サンフランシスコ平和条約の効果として、そのような請求権につき連合国国民が満足を得ることはできないとして決着を見たものというべきである。

参議院内閣委員会 1991年3月26日 日ソ共同宣言(条約集)第6項について

○ 齋正敏君 条約上、国が放棄をしても個々人がソ連政府に対して請求する権利はある、こういうふうに考えられますが、これは外務省に答弁していただけますか。本人または遺族の人が個々に賃金を請求する権利はある、こういうことでいいですか。

○ 説明員(高島有終君(外務大臣官房審議官)) 私ども繰り返し申し上げております点は、日ソ共同宣言第六項におきます請求権の放棄という点は、国家自身の請求権及び国家が自動的に持つておると考えられております外交保護権の放棄ということでございます。したがって、御指摘のように我が国国民個人からソ連またはその国民に対する請求権までも放棄したものではないというふうに考えております。……

○ 齋正敏君 じゃ、個人がそれを請求しようという気持ちがあって、そういう事実があって、何らかの形で証明する書類を持っている、そういうふうにした場合にそれはどういうふうにしたらいいんですか、それを教えてください。

○ 説明員(高島有終君) 個人の請求権という点で申し上げますと、個人の請求権を放棄したものでないという趣旨で御説明申し上げておりますが、国際法上の個人の請求権というのではないわけでございます。と申しますのは、個人は国際法上の主体には原則としてなり得ない。したがって、個人の請求権を放棄したものでないという趣旨は、あくまでもソ連の国内の法制度上における個人の請求権までも放棄したものでない、こういう趣旨でございますので、個人が請求権を行使するというところでございますならば、それはあくまでソ連の国内法上の制度に従った請求権を行使する、こういうことにならざるを得ないと考えます。

○ 齋正敏君 私もきょう初めてこういうのを聞いたので、……再度勉強して、またお伺いしたいと思います。

衆議院予算委員会 1993年5月26日 日韓請求権協定(この資料 p.3)について

○ 宇都宮真由美委員 この条約では、要するに外交保護権の放棄を言っているだけの話で、権利自体の消滅についてはこの条約は言っていないということはいいいわけですね。

○ 丹波實政府委員(外務省条約局長) お答え申し上げます。

この第二条の一項で言うておりますのは、財産、権利及び利益、請求権のいずれにつきましても、外交的保護権の放棄であるという点につきましては先生のおっしゃるとおりでございますが、しかし、この一項を受けまして三項で先ほど申し上げたような規定がございますので、日本政府といたしましては国内法をつくりまして、財産、権利及び利益につきましては、その実体的な権利を消滅させておるという意味で、その外交的な保護権のみならず実体的にその権利も消滅しておる。ただ、請求権につきましては、外交的保護の放棄ということにとどまっておる。個人のいわゆる請求権というものがあるとするれば、それはその外交的保護の対象にはならないけれども、そういう形では存在し得るものであるということでございます。

○宇都宮委員 韓国政府がその外交保護権を放棄したからといって、日本の法律で直接その韓国人の権利を消滅させるという、その根拠は何なんでしょうか。

○丹波政府委員 それは、何度も立ち戻りまして恐縮ですけれども、韓国との請求権・経済協力協定の第二条一項を受けまして三項の規定があるものですから、日本政府が相手国、この場合韓国ですが、韓国政府及び国民の財産、権利及び利益に対していかなる措置をとっても、相手国あるいは相手国政府としてはいかなる主張もしないということになっておるものですから、その意味で、日本政府がまさにこの財産、権利及び利益というものを消滅させても、韓国としてはいかなる主張もしないということが規定されておるものですから、日本政府としてはそういう措置をとったということでございます。

○宇都宮委員 それは韓国政府が何も言わないということで、韓国人が何も言わないということまでは決めていないと思います。

参議院外交防衛委員会 2001年3月22日 対日平和条約（条約集）について

○田英夫君 きょう、私から申し上げる問題は、実は司法の舞台で出てきた問題なんですけれども、去る三月六日の東京高等裁判所におけるオランダ人元捕虜、それから民間抑留者の賠償請求訴訟で、政府といいますが国が被控訴人ですが、国が国側の主張として、サンフランシスコ平和条約によって連合国民の請求権は消滅しているの、請求は棄却されるべきだという見解を述べております。

ところが、この見解は、従来のサンフランシスコ平和条約十四条の（b）、これは連合国の国及び国民の請求権の棄却、消滅という規定、それから十九条の（a）、これは日本国及び日本国民の請求権の消滅という、そういう十四条（b）と十九条（a）にかかわる問題で見ますと、従来は、例えば原爆訴訟と言われております原爆被爆者が訴えた、これは日本政府がサンフランシスコ条約で国に対する賠償、補償請求を放棄させられてしまったから、アメリカに対する、つまり原爆を落としたアメリカに対して賠償を求めたい、こう思ったけれども、サンフランシスコ平和条約でその権利がなくなっているから日本政府を訴える、こういう訴訟なわけですね。

そこで、日本政府側が主張していたのは、このサンフランシスコ条約で放棄した日本国民の権利というのは、いわゆる外交保護権、日本国の賠償請求権、つまり外交保護権のみを指すのであって、個々の個人の請求権まで放棄したものとは言えない、こういう主張をしていました。

また、シベリア抑留者の補償訴訟、これも原告の方は、日本政府が日ソ共同宣言で国民の請求権を放棄してしまったので日本政府に対して訴えることができないからソ連に対してやるという。ところが、これについても同じような態度をとっているんですね。

そうすると、今回のこの東京高裁におけるオランダ人元捕虜に対する見解というのは従来の政府と異なっていると思わざるを得ない。これは新見解というふうに考えていいんですか。

○政府参考人（海老原紳君（外務省条約局長）） お答えいたします。

今、先生御指摘のように、今般、オランダ人元捕虜損害賠償請求訴訟におきまして政府は準備書面を提出いたしております。そこでどのような主張を行ったかということにつきまして、若干経緯

も含めて御説明させていただきます。

一九五一年のサンフランシスコ平和会議の際のオランダ代表と日本代表との交渉におきまして、我が国はオランダ政府に対しまして、条約の結果、国民は請求権を日本政府または日本国民に対して追及してくることはできなくなるとの解釈を提示いたしました。これに対しましてオランダ代表の意見がありまして、それを踏まえまして、最終的には、日本国政府が自発的に処理することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権が残るにしても、平和条約上の効果といたしましては、かかる請求権につき満足を得ることはできないとの解釈で決着いたしました。

このような経緯からも明らかなように、我が国政府といたしましては、従来から平和条約の規定により連合国民の請求権は救済されないという立場をとってきております。

今回の準備書面におきまして、我が国においては、平和条約十四条（b）によって「これらの請求権ないし債権に基づく請求に応ずべき法律上の義務が消滅したものとされたのであり、その結果、救済が拒否されることになる。」と述べておりますのは、改めてこの趣旨を明らかにしたわけでございます。

そこで、今、田先生から御指摘がありました、今回準備書面において明らかにした立場と、従来から国会等の場におきまして政府が、我が国が平和条約において放棄したものは国家自身の請求権を除けばいわゆる外交的保護権であって、平和条約により個人の請求権が消滅させられてはいないというふうに説明してまいっておるわけございまして、これとの関係でございますが、これは全く矛盾をしないというふうに考えております。

そこで、その矛盾しないという理由でございますけれども、そもそも外交的保護権とは、自国民が外国による国際法違反行為によって損害をこうむった場合におきまして、その本国が、被害者である自国民について生じた損害に関しまして救済が与えられるように必要な措置をとるよう相手国に要求することができるという国家としての国際法上の権利でございます。

したがいまして、外国において自国民に対して司法上の救済が不法に否定されるようなことがあれば、その本国としては、国家としての国際法上の権利である外交的保護権を行使いたしまして、当該外国に対しまして自国民に対して適切な救済が与えられることを要求できるわけでございます。

しかしながら、平和条約におきまして、日本国として自国民の連合国及び連合国民に対する請求権にかかわる外交的保護権を放棄したということになっておりまして、その意味するところは、連合国において、連合国及びその国民に対する日本国民の請求権が当該連合国によって否認されても、当該連合国の国際法上の責任を追及することは平和条約の締結によってもはやできなくなったということございまして、このことは従来より申し上げております。

このように、従来からの日本国政府の国会等における説明は、平和条約の締結によりまして、さきの大戦にかかわる日本と連合国の請求権の問題は、それぞれの国民がとった行動から生じた個人の請求権にかかわる問題を含めまして、すべて解決済みであるということを一一般国際法上の概念である外交的保護権の観点から述べたことであるというふうに考えております。

○田英夫君 ……国内で、シベリア抑留者あるいは原爆被爆者の問題については国民の権利は消え

ていませんよと言って、アメリカやソ連に賠償を請求するのは違いますよという主張をしていて、今度はオランダ人の捕虜などに対しては全く消滅していますよと言うことは、やはり明らかに私はトーンが違うと思うんですが。

もう時間がありませんから、ずばり聞きますけれども、こういうふうな解釈を改めてはっきりさせたのは、アメリカで最近続発している戦争中の日本の企業によるアメリカ人の強制労働、こういう問題についての訴訟が特に多く出てきている。この問題に対する日米間の話し合いをした結果、アメリカ政府と日本の政府の見解を一致させるという必要が生じて、むしろこういう新解釈をこの東京高裁の場で初めて出してきたんじゃないかというふうに思われるんですけども、この点はどうですか。

○政府参考人（海老原紳君） 先ほども申しあげましたように、今回、我が方が主張しました点に關しまして消滅したということを述べておりますのは、個人の請求権そのものが消滅したというふうな言い方はしておられないわけございまして、十四条（b）項によりましてこれらの請求権、債権に基づく請求に必ずべき法律上の義務が消滅し、その結果救済が拒否されるということを述べておるわけでございます。

また、アメリカとの関係におきましては、確かにカリフォルニア州等でそういう訴訟は生じておりますけれども、このサンフランシスコ平和条約につきまして言えば、従来から日米の解釈は一致しているということでございまして、今回、特にそのような訴訟を背景に解釈を変えた、あるいは見方を合わせたということではございません。